

令和 4 年 6 月 1 日
厚生労働省職業安定局雇用開発企画課
就労支援室

民間競争入札実施事業
「刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）」の
実施状況報告について（令和 3 年度）（案）

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

1. 事業の概要

事業主に対して刑務所出所者等の雇用に係る啓発・支援を実施し、刑務所出所者等のために求人を確保するとともに、事業主からの要望や刑務所出所者等の就業状況を把握する。

(1) 業務内容

ア 啓発・支援業務

協力雇用主及び人手不足分野の事業主その他刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主を対象に、対象求人の確保に資することを目的として、啓発・支援業務を実施する。

イ 求人開拓業務

協力雇用主及び人手不足分野の事業主その他刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主からの対象求人（①事業実施対象地域内に所在する事業所のものであること、②事業実施対象地域内を就業地とするものであること、③原則として、雇用保険一般被保険者となることが見込まれるものであること及び④刑務所出所者等就労支援事業専用求人であること。）の開拓業務を実施する。

ウ 情報収集業務

対象情報（①刑務所出所者等の雇用に関する事業主の要望、②対象事業主に雇用されている刑務所出所者等の就労状況及び③その他厚生労働省が刑務所出所者等の就労支援のために必要と認める情報）の収集業務を実施する。

エ 関係機関との連携

関係機関（労働局、公共職業安定所、矯正施設、保護観察所その他の刑務所出所者等を支援する団体等）と連携・協力して本事業を実施する。また、啓発・支援業務及び求人開拓業務の詳細な実施方法等について、関係

機関と必要な調整を行う。

(2) 事業の目的

厚生労働省と法務省との連携のもと、各地域の刑務所などの矯正施設、保護観察所などの更生保護関係機関と都道府県労働局、ハローワークとの連携体制を強化して、刑務所出所者等に対する就労支援を実施しているところ、本事業は、その取組の一環として、刑務所出所者等の雇用の促進と刑務所出所者等を雇用する事業主の支援の充実を図ることを目的とする。

(3) 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 受託事業者

- ①東京都分 : 特定非営利活動法人 東京都就労支援事業者機構
- ②神奈川県分 : 特定非営利活動法人 神奈川県就労支援事業者機構
- ③愛知県分 : 特定非営利活動法人 愛知県就労支援事業者機構
- ④大阪府分 : 特定非営利活動法人 大阪府就労支援事業者機構
- ⑤福岡県分 : 特定非営利活動法人 福岡県就労支援事業者機構

(5) 実施状況の評価期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(6) 受託事業者決定の経緯

令和3年度刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）に関する民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、一般競争入札（総合評価落札方式）を実施した。令和3年3月1日に開札した結果、実施対象地域ごとに1者の応札があり、神奈川県分、愛知県分、福岡県分を除いた2つの実施対象地域については、予定価格の範囲内であったことから、当該者を落札者として決定した。

なお、神奈川県分、愛知県分及び福岡県分については、1者（いずれも現行事業者）のみの応札であったが、開札の結果予定価格の範囲内の入札書が提出されなかった。

予定価格超過となった3者は、当業務を開始した平成27年度から令和元年度まで再委託により当業務を受託していたほか、提出された技術提案書からも業務の実施が可能であると認められたことから、見積書を提出させ、価格交渉を行った結果、予定価格の範囲内の見積書が提出され、積算内容も適

当と認められたため、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条の 2 に基づいて随意契約を締結した。

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

(1) 業務履行の遵守

1) 水準：本事業の実施に当たっては、実施要項のほか仕様書に沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。

2) 結果：適切に実施された。

本業務の実施に当たり、民間事業者は、業務の実施要領のほか、仕様書に沿った業務の実施を行った。

(2) 事業の目標及び結果

1) 水準：本事業の実施に関して確保されるべき質を確保するため、それぞれに示す数値のとおり要求水準を設定する。

2) 結果：令和 3 年度の実績は以下のとおり。

実施対象地域名	接触事業者数		開拓求人数	
	目標値	実績	目標値	実績
東京都	3,000 者	3,983 者	1,500 人	3,842 人
神奈川県	1,500 者	2,276 者	1,000 人	1,732 人
愛知県	1,500 者	1,888 者	1,000 人	2,279 人
大阪府	3,000 者	4,738 者	1,500 人	2,123 人
福岡県	1,500 者	1,867 者	1,000 人	1,449 人

(3) 評価

協力雇用主及び刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主に対して、対面や電話等の方法により接触を図った結果、すべての実施対象地域において、接触事業者数、開拓求人数ともに目標を達成している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全体の求人数が減少傾向にあることを踏まえると、実施要項に定めた事業の実施により確保されるべき質を満たしていると評価できる。

3. 実施経費の状況及び評価

(東京)

従前経費（税抜）（元年度）	14,923,094 円
実施経費（税抜）（3 年度）	13,799,000 円
増減額	▲1,124,094 円

増減率	▲7.5%
-----	-------

(神奈川)

従前経費（税抜）（元年度）	8,976,297 円
---------------	-------------

実施経費（税抜）（3年度）	8,602,973 円
---------------	-------------

増減額	▲373,324 円
-----	------------

増減率	▲4.2%
-----	-------

(愛知)

従前経費（税抜）（元年度）	8,976,297 円
---------------	-------------

実施経費（税抜）（3年度）	8,450,000 円
---------------	-------------

増減額	▲526,297 円
-----	------------

増減率	▲5.9%
-----	-------

(大阪)

従前経費（税抜）（元年度）	14,081,567 円
---------------	--------------

実施経費（税抜）（3年度）	13,800,000 円
---------------	--------------

増減額	▲281,567 円
-----	------------

増減率	▲2.0%
-----	-------

(福岡)

従前経費（税抜）（元年度）	9,144,603 円
---------------	-------------

実施経費（税抜）（3年度）	8,700,000 円
---------------	-------------

増減額	▲444,603 円
-----	------------

増減率	▲4.9%
-----	-------

市場化テスト導入前（令和元年度）と導入後（令和3年度）の契約額を比較した結果、全体で、2,749,885 円、4.9%の減額となった。

4. 外部有識者からの評価

本事業の調達に当たっては、外部有識者等により構成される「一般会計特別会計公共調達委員会」において、契約方法の妥当性等の審査を毎年度受けており、令和3年度は、対面での入札説明会について、Web会議方式や録画・録音など代替での方法を検討するよう意見があり、令和3年度からWeb会議方式で入札説明会を実施している。

また、厚生労働省内で開催された雇用保険二事業懇談会（※）において、経営者団体、民間企業等の代表者により、厳格な目標管理及び評価が毎年度行われており、令和3年度の評価は「a評価」（施策継続）となっている。

※ 雇用保険二事業の財源を拠出する使用者の代表により構成され、本事業を含む雇用保険二事業の各事業について、毎年度、目標の妥当性、実績等を厳

格に審査し、目標を達成していない事業については、「廃止又は抜本の見直し」などの評価を行うもの。

5. 全体的な評価

本事業の実施状況については以下のとおりである。

- ① 事業実施期間中に受託事業者が業務改善を受けたり、業務に係る法令違反行為等は無かった。
- ② 厚生労働省職業安定局において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（公共調達委員会、雇用保険二事業懇談会）を備えている。
- ③ 入札にあたり、公告期間の延長、実績に係る評価基準の変更等を行った上で競争入札を実施したが一者応札であった。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標は、すべての実施対象地域において、接触事業者数、開拓求人数ともに目標を達成しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全体の求人数が減少傾向にあることを踏まえると、実施要項に定めた事業の実施により確保されるべき質を満たしていると評価できる。
- ⑤ 市場化テスト導入前と導入後の契約額を比較した結果、2,749,885円の減額となった。

6. 今後の事業

(1) 競争性確保のためのこれまでの取組及び競争性の改善が困難な事情

本事業は、市場化テスト2期目であるところ、競争性確保のため、事業の分割、公告期間の長期間確保、情報開示の充実、業務内容の明確化、事業者への周知等を実施したが、一者応札が継続している。

なお、市場化テスト3期目の令和4年度事業についても、競争性改善に向けた取組をしたが、一者応札となっている。

上記の取組によっても競争性の確保が困難であったのは、新規参入するための体制構築が困難であることが考えられる。本事業においては、刑務所出所者等と直接接触することはないものの、刑務所出所者等の雇用に協力する協力雇用主、刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主への啓発・支援には、刑事司法手続や刑務所出所者等の就労支援に関する知見が必要である。また、国や地方公共団体に加えて、保護司や篤志面接委員等のボランティア、更生保護法人等の民間団体といった関係機関等との連携体制を築くことが非常に重要となる。

就労支援分野で実績のある複数の事業者に対してヒアリングを実施した

ところ、刑務所出所者等の就労支援についてのノウハウ構築に大きな負担がかかること、支援員に適切な人員の確保が困難であることが参入障壁である旨の回答が多いほか、刑務所出所者等の就労支援を目的として設立された現行事業者との競争に高いコストを要することへの懸念などもあった。そのため、仕様書の見直しや事業周知時に事業者へ丁寧な説明を行うことにより改善を試みたが、新規事業者の参入には至らなかった。

以上のとおり、競争性について課題が残るが、これまで可能な限りの改善策を講じており、本事業の目的を達成し、質を維持するためにはこれ以上の改善を図ることは困難である。そこで、今期をもって終了プロセスに移行し、今後の事業は厚生労働省の責任において実施することとしたい。

(2) 市場化テスト終了後の事業実施について

市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、厚生労働省自ら公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。